

2021年度障害福祉サービス事業者等指導監査報告書

1 町田市の指導監査について

(1) 指導及び監査の目的

町田市（以下「市」という。）では2017年度から、市内の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、指導及び監査（以下「指導監査」という。）を実施することとしています。

指導監査は、障害福祉サービス事業者等が法令等で定める最低基準及び指定基準等を遵守しているか等を個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置をすることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 指導について

指導の類型には、実地指導と集団指導があります。

ア 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行います。改善を要すると認められた事項については、後日、実地指導を行った障害福祉サービス事業者等に通知し、原則として実地指導日から60日以内に改善報告書の提出を求めます。

実地指導の権限は、東京都と区市町村にあります。市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

市は、東京都との申し合わせにより、2017年度は、市が所管する社会福祉法人の運営する障害福祉サービスのみを実地指導の対象としていました。

2018年度以降は、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等、市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については原則として3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者等については必要に応じて実地指導を実施することとしています。

イ 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行います。

(3) 監査について

自立支援給付に係る費用等の不正請求、著しく不当なサービスの提供が明らかな場合等には、監査を実施します。監査の結果、不正等が判明した障害福祉サービス事業者等に対しては、支援法第49条、第50条等に基づき、都知事が勧告、命令、指定の取消等の処分を行います。なお、2021年度に監査の対象となった市内の障害福祉サービス事業者等は、ありません。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大への配慮

2021年度は、新型コロナウイルス感染拡大の懸念から、利用者の方との接触機会が多いと思われる施設系の事業所【生活介護、就労継続支援（A型・B型）、施設入所、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練】への実地指導は見送らせていただきました。

しかし、事業所は開所しており、利用者がサービスの提供を受けている以上、サービスの質の確保を図るため、定期的な指導は実施すべきと考えています。

そのため、マスクの常時着用、手指のアルコール消毒等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を行い、検査員数の精査や事業所の滞在時間を可能な限り短縮する等の措置を講じたうえで、次年度以降は施設系事業所においても実地指導を行う予定です。

また、集団指導については、今後も感染症拡大防止に配慮した開催方法について検討・実施していく予定です。

2 2021年度指導監査実施状況

(1) 実地指導の実施状況

2021年度の町田市の障害福祉サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指摘とは、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

2021年度・実地指導の実施状況

※は2021年4月1日現在の数値

対象事業数① ※	実地指導を行った事業数②	②のうち 文書指摘を行った事業数③	②のうち 口頭指摘を行った事業数	文書・口頭 指摘事項数	実地指導の 実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
(1) 市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス（(2)を除く）						
79	4	4	4	30	5.1%	100.0%
(2) 市が指定権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者によるサービス						
37	11	10	11	82	29.7%	90.9%
(3) その他の障害福祉サービス						
271	36	34	36	327	13.3%	94.4%
(4) 合計						
387	51	48	51	439	13.2%	94.1%

(2) 実地指導における文書指摘事例

【文書指摘のあった具体例な事例】 ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝就労移行支援、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2021年度 指摘数	合計
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等の措置を講じていない又は講じているが不十分。	44	
事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の障害者虐待の防止等のための必要な措置を講じること。	39.3%	居宅系 44
	居宅系 21	施設系 4
<根拠法令> ・虐待防止法第15条 ・都条例第139号第3条第4項 ・都条例第155号第3条第3項	居住系 6	相談系 24
<改善の際の注意点> ・重要事項説明書に記載する等により、虐待防止責任者を明示してください。 ・全職員を対象とした、虐待防止の研修を行ってください。 ・障害者虐待の相談、通報、届出先を記載した文書を掲示してください。	施設系 3	児童系 14
	相談系 11	
	児童系 3	

<p>【文書指摘のあった具体例な事例】 ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝就労移行支援、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス</p>	<p>2021年度 指摘数</p> <p>パーセンテージ (事業内訳※)</p>										
<p>業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。</p>	<p>24</p>										
<p>事業者は、業務管理体制を整備しなければならず、指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の当該事業者は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しなければならない。また、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項及びその変更を届け出なくてはならない。</p> <p><2021年度の主な指摘事例> ・届出をしていない。 ・届出状況が確認できない。 ・変更の届出をしていない(指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び生年月日等) ・法令遵守責任者が未選任、変更が未届</p> <p><根拠法令> ・支援法第51条の2第1項及び第2項 ・支援法施行規則第34条27及び第34条の28第1項 ・児童福祉法第21条の5の26 ・児童福祉法施行規則第18条の37及び第18条の38第1項</p> <p><改善の際の注意点> 法令遵守責任者を選任し、業務管理体制の整備に関する事項及びその変更について、東京都へ届出してください。</p>	<p>21.4%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>10</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>4</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>1</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>4</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>5</td></tr> </table>	居宅系	10	居住系	4	施設系	1	相談系	4	児童系	5
居宅系	10										
居住系	4										
施設系	1										
相談系	4										
児童系	5										
<p>加算又は減算事項があるものに対して、適正に算定していない</p>	<p>11</p>										
<p>指定居宅介護事業者等は、加算又は減算についてはその要件に基づいて適切に算定しなければならない。</p> <p><2021年度の指摘事例> 下記の根拠法令欄を参照</p> <p><根拠法令> ・共同生活援助（夜間支援等体制加算（Ⅰ））／平18厚労告523号別表第15の1の5の注1 ・共同生活援助（重度障害者支援加算）／平18厚労告523号別表第15の1の6の注1 ・共同生活援助（日中支援加算（Ⅱ））／平18厚労告523号別表第15の1の7の注2 ・共同生活援助（長期入院時支援特別加算）／平18厚労告523号別表第15の3の2の注 ・共同生活援助（帰宅時支援加算）／平18厚労告523号別表第15の4の注 ・放課後等デイサービス（家庭連携加算）／平24厚労告122号別表第3の2の注 ・放課後等デイサービス（福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）（Ⅲ））／平24厚労告122号別表第3の4の注2及び注3 ・放課後等デイサービス（自己評価結果等未公表減算）／平24障発0330第16号第二の1(8)</p> <p><改善の際の注意点> 加算又は減算対象となる介護給付費について、町田市障がい福祉課と協議し、適切に処理してください。</p>	<p>9.8%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>6</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>0</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>5</td></tr> </table>	居宅系	0	居住系	6	施設系	0	相談系	0	児童系	5
居宅系	0										
居住系	6										
施設系	0										
相談系	0										
児童系	5										
<p>区市町村から、法定代理受領により各種給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る給付費の額を通知していない。</p>	<p>9</p>										
<p>事業者は、法定代理受領により各種給付費の支給を受けた場合は、当該給付費の対象障害者等（利用者）に対し、当該給付費の金額を通知しなければならない。</p> <p><2021年度の指摘事例> ・介護給付費 ・訓練等給付費 ・計画相談支援給付費 ・障害児相談支援給付費</p> <p><根拠法令> ・都条例第155号第27条第1項(第199条に基づき準用) ・厚労省令第28号第14条第1項</p> <p><改善の際の注意点> 給付費を受領後、利用者に給付費の金額を通知してください。</p>	<p>8.0%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>6</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>1</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>2</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table>	居宅系	6	居住系	1	施設系	0	相談系	2	児童系	0
居宅系	6										
居住系	1										
施設系	0										
相談系	2										
児童系	0										
<p>事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。</p>	<p>6</p>										
<p>事業者は、当該事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等しなければならない。</p> <p><2021年度の主な指摘事例> ・運営規程の概要 ・基本相談支援及び計画相談支援（障害児相談支援）の実施状況 ・従業者の有する資格、経験年数及び勤務の体制 ・各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるもの ・その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p><根拠法令> ・都条例第155号第92条(第108条に基づき準用) ・厚労省令第28号第23条第1項及び第2項 ・厚労省令第29号第23条第1項及び第2項</p> <p><改善の際の注意点> 事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え置きしてください。</p>	<p>5.4%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>1</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>5</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table>	居宅系	0	居住系	1	施設系	0	相談系	5	児童系	0
居宅系	0										
居住系	1										
施設系	0										
相談系	5										
児童系	0										

<p>【文書指摘のあった具体例な事例】 ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝就労移行支援、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス</p>	<p>2021年度 指摘数 パーセンテージ (事業内訳※)</p>
<p>他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ていない(又は同意を得ているが不十分)。</p>	<p>4</p>
<p>事業者は、支給決定障害者等(利用者)又はその家族に関する情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>3.6%</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第36条第3項(第108条及び第199条に基づき準用)</p>	<p>居宅系 2</p>
<p>＜改善の際の注意点＞ 個人情報使用同意書により、利用者及び家族代表者の同意を得てください。</p>	<p>居住系 2</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第36条第3項(第108条及び第199条に基づき準用)</p>	<p>施設系 0</p>
<p>＜改善の際の注意点＞ 個人情報使用同意書により、利用者及び家族代表者の同意を得てください。</p>	<p>相談系 0</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第36条第3項(第108条及び第199条に基づき準用)</p>	<p>児童系 0</p>
<p>障害福祉サービスの実施に係る計画等を作成していない。</p>	<p>3</p>
<p>サービス提供責任者は、利用者の状況及び希望等を踏まえて、障害福祉サービスの実施に係る具体的な計画を作成しなければならない。</p>	<p>2.7%</p>
<p>＜2021年度の指摘事例＞ ・居宅介護</p>	<p>居宅系 3</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第10条第2項</p>	<p>居住系 0</p>
<p>＜改善の際の注意点＞ 利用者の状況及び希望等を踏まえて、障害福祉サービスの実施に係る具体的な計画を作成してください。</p>	<p>施設系 0</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第10条第2項</p>	<p>相談系 0</p>
<p>＜改善の際の注意点＞ 利用者の状況及び希望等を踏まえて、障害福祉サービスの実施に係る具体的な計画を作成してください。</p>	<p>児童系 0</p>
<p>サービス提供の記録に際し、利用者の確認を受けていない。</p>	<p>3</p>
<p>事業者は、サービスの提供の記録に際し、支給決定障害者等(利用者)から確認を受けなければならない。</p>	<p>2.7%</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第23条第2項(第108条に基づき準用) ・厚労省令第27号第15条第2項</p>	<p>居宅系 0</p>
<p>＜改善の際の注意点＞ サービスの提供日ごとに支援内容やその他必要な事項を記録し、利用者からサイン等により確認を受けてください。</p>	<p>居住系 2</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第23条第2項(第108条に基づき準用) ・厚労省令第27号第15条第2項</p>	<p>施設系 0</p>
<p>＜改善の際の注意点＞ サービスの提供日ごとに支援内容やその他必要な事項を記録し、利用者からサイン等により確認を受けてください。</p>	<p>相談系 1</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第23条第2項(第108条に基づき準用) ・厚労省令第27号第15条第2項</p>	<p>児童系 0</p>
<p>事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないが、連絡と措置が行われていない。</p>	<p>3</p>
<p>事業者は、法令で定められた事故が発生した場合は、速やかに東京都及び町田市等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2.7%</p>
<p>＜2021年度の指摘事例＞ ・薬の誤与薬(その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告) ・施設運営上の事故の発生(個人情報流出)</p>	<p>居宅系 0</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第40条第1項(第108条及び第199条に基づき準用) ・都条例第139号第50条第1項(第76条に基づき準用)</p>	<p>居住系 2</p>
<p>＜改善の際の注意点＞ 法令で定められた事故について、東京都及び町田市障がい福祉課等に報告を行ってください</p>	<p>施設系 0</p>
<p>＜根拠法令＞ ・都条例第155号第40条第1項(第108条及び第199条に基づき準用) ・都条例第139号第50条第1項(第76条に基づき準用)</p>	<p>相談系 0</p>
<p>＜改善の際の注意点＞ 法令で定められた事故について、東京都及び町田市障がい福祉課等に報告を行ってください</p>	<p>児童系 1</p>

<p>【文書指摘のあった具体例な事例】 ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝就労移行支援、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス</p>	<p>2021年度 指摘数</p> <p>パーセンテージ (事業内訳※)</p>										
<p>従業者の員数は常勤換算方法で最小限である2.5以上となっていない。</p>	<p>2</p>										
<p>指定居宅介護事業者は、当該事業を行う事業所ごとに、事業の提供に当たる者として厚生労働省が定める従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上としなければならない。</p> <hr/> <p><根拠法令> ・支援法第43条第1項 ・都条例第155号第5条 ・都規則第175号第3条第1項第1号</p> <hr/> <p><改善の際の注意点> サービスの提供に当たる者として厚生労働省が定める従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上としてください。</p>	<p>1.8%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>2</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>0</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table>	居宅系	2	居住系	0	施設系	0	相談系	0	児童系	0
居宅系	2										
居住系	0										
施設系	0										
相談系	0										
児童系	0										
<p>指定に係る事項に変更があったときに、10日以内にその旨を区市町村長に届け出していない。</p>	<p>1</p>										
<p>事業者は、指定に係る事項に変更があったときは、その旨を十日以内に市町村長に届出をしなければならない。</p> <hr/> <p><2021年度の指摘事例> ・申請者（法人）の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <hr/> <p><根拠法令> ・支援法第51条の25第3項 ・支援法施行規則第34条の59第1項及び第34条の60第1項</p> <hr/> <p><改善の際の注意点> 指定に係る事項の変更について、町田市に届出をしてください。</p>	<p>0.9%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>1</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table>	居宅系	0	居住系	0	施設系	0	相談系	1	児童系	0
居宅系	0										
居住系	0										
施設系	0										
相談系	1										
児童系	0										
<p>入退居に際し、事業者名、入退居年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載していない。</p>	<p>1</p>										
<p>事業者は、利用者の入退居に際し、事業者名、入退居年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しなければならない。</p> <hr/> <p><根拠法令> ・都条例第155号第197条の4第1項</p> <hr/> <p><改善の際の注意点> 必要事項を利用者の受給者証に記載してください。</p>	<p>0.9%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>1</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>0</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table>	居宅系	0	居住系	1	施設系	0	相談系	0	児童系	0
居宅系	0										
居住系	1										
施設系	0										
相談系	0										
児童系	0										
<p>利用者に対して領収証を交付していない。</p>	<p>1</p>										
<p>事業者は、支給決定障害者等（利用者）から、障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。</p> <hr/> <p><根拠法令> ・都条例第155号第197条の5第4項</p> <hr/> <p><改善の際の注意点> 領収証を利用者に交付してください。</p>	<p>0.9%</p> <table border="1"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>1</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>0</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table>	居宅系	0	居住系	1	施設系	0	相談系	0	児童系	0
居宅系	0										
居住系	1										
施設系	0										
相談系	0										
児童系	0										

根拠法令等

略称	正式名称
虐待防止法	平成23年法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
都条例第139号	平成24年東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
都条例第155号	平成24年東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
支援法	平成17年法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
支援法施行規則	平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
児童福祉法	昭和22年法律第164号「児童福祉法」
児童福祉法施行規則	昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
平18厚労告523号	平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
平24厚労告122号	平成24年3月14日厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
厚労省令第28号	平成24年厚生労働省令第28号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
厚労省令第29号	平成24年厚生労働省令第29号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
厚労省令第27号	平成24年厚生労働省令第27号「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
都規則第175号	平成24年東京都規則第175号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

(3) 集団指導の実施状況

2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、期間を決めて動画配信での集団指導を下記のとおり実施しました。

実施日	対象事業	対象事業所数 (①)	参加事業所数 (②)	出席率 (②/①)	主な内容
2021年 11月8日(月) から 11月17日 (水) まで	町田市内の日中活動系サービス事業 【生活介護、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援】	60	58	96.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導における主な指摘事項について(運営編) ・実地指導における主な指摘事項について(利用者支援編)

※参加事業所数は、実施後アンケートの回答数で集計しています。